平成２８年（フ）第２６９７号
大阪市天王寺区真法院町７番29号　真法院ビル405号
債務者　五十嵐茂子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７００号
大阪市住吉区殿辻１丁目１番５号
債務者　香川比呂美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１９号
大阪市淀川区十三東１丁目14番12―206号、前住所大阪市淀川区加島４丁目12番18―303号
債務者　加納　正吉
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８４号
大阪府守口市大久保町４丁目34番20号、前住所大阪府守口市日光町３番６―201号
債務者　平山　　猛
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８８号
大阪市西淀川区野里１丁目13番３号　オリバーマンション402号室
債務者　槙原孝二こと　槇原　孝二
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１１５号
大阪府池田市八王寺１丁目８番108―103号
債務者　琴浦　善晴
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９０号
大阪市都島区内代町１丁目16番30号
債務者　木地　　勝
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２９４号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ10―210号
債務者　栗田　静子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３１号
大阪市東住吉区針中野１丁目15番36―201号
債務者　八田マユミ
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３４号
大阪府池田市上池田１丁目５番12号
債務者　木本真太郎
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３７号
大阪府池田市伏尾町14番地の１―112号
債務者　曽我　桂子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３９号
大阪市浪速区久保吉２丁目２番６―212号、前住所大阪市西区九条南４丁目21番11号１Ｉ
債務者　糸井　康二
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４０号
大阪府八尾市東山本新町１丁目６番５号
債務者　上田　昭子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４８号
大阪市都島区毛馬町４丁目８番４―202号
債務者　大野　定男
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６号
愛知県豊田市日之出町２丁目７番地４　アドバンス日之出101号
債務者　一福こと　小泉　敦嗣
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
愛知県豊田市秋葉町２丁目78番地４
債務者　塩谷　祐見
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３００７号
大阪市生野区巽東４丁目３番19号プチメゾン伊賀ヶ212
債務者　村岡　由美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部